

安全保障関連の動き 2015年

『新・戦争のつくりかた』には、1947年5月3日の日本国憲法施行から2014年7月1日の「切れ目のない安全保障法制の整備について」閣議決定までの関連年表を載せています。この閣議決定のあと2014年暮れの衆院選まで、安全保障関連で目立った動きはありませんでしたが、2015年に入って、日本は一気に「戦争できる国」へと大きく舵を切り始めました。

この国の未来は、わたしたちがこれからどう考え、どう動くかにかかっています。

2015年の安全保障関連の主な動きを書き出してみました。参考にいただければ幸いです。

2015年11月3日 りぼん・ぷろじえくと

4月27日

- 日米新ガイドライン（外務相、防衛相、米国務長官、米国防長官の2+2会合で合意。法的拘束力なし。正文は英語のみ）
米軍と自衛隊が平時から一体となって動くために「同盟調整メカニズム」を常設。地球規模で米軍と協力。
3か国間、多国間の軍事協力も強化。日本有事には自衛隊が主たる責任を負ってあらゆる手段で対処、米軍は自衛隊の作戦を支援し補足（to support and supplement）する。

6月10日成立、6月17日公布

- 防衛省設置法改正
自衛隊幕僚幹部（制服組）が防衛官僚（背広組）と対等な立場で防衛相を補佐。防衛装備庁の新設を明記。

7月8日～8月12日公募、9月25日採択結果発表

- 安全保障技術研究推進制度の創設
防衛省が大学などに軍事技術研究を委託。研究経費を最高で年3000万円（+その3割の間接経費）支給。

9月19日成立、9月30日公布

- 自衛隊法改正
自衛隊の任務から「直接侵略及び間接侵略に対し」という文言を削除。日本への攻撃がなくても存立危機事態で防衛出動、武力の行使可能に。平時から他国軍隊の艦船などを防護、在外邦人の保護・救出、国外での職務命令違反への処罰など追加。
- 国連平和維持活動（PKO）協力法改正
PKO活動の他、国連の指揮下でない多国間の活動にも参加。住民等の「安全確保」（治安維持）や「駆けつけ警護」などに業務を拡大。武器使用基準緩和。
- 周辺事態法改正（重要影響事態法に改称）
「我が国周辺」との限定をはずし活動範囲を拡大。「現に戦闘が行われている現場」でなければ派遣可能に。米軍以外の外国軍隊も支援。弾薬の提供、発進準備中の戦闘機への給油も可能に。
- 船舶検査活動法改正
日本周辺海域、公海に加え外国領域でも活動可能に。
- 武力攻撃事態対処法改正（事態対処法に改称）
存立危機事態を導入。日本への攻撃がなくても武力の行使が可能に。
- 米軍行動関連措置法改正（米軍等行動関連措置法に改称）
存立危機事態にも対応。米軍以外の外国軍隊も対象に。
- 特定公共施設利用法改正
日本が攻撃を受けそうなとき、自衛隊や米軍や外国軍隊が港湾、空港、道路、電波、海域、空域を優先利用。今まで自衛隊と米軍が対象だったが、外国軍隊も対象に。
- 海上輸送規制法改正
存立危機事態にも対応。日本周辺海域、公海に加え外国領域でも活動可能に。
- 捕虜取り扱い法改正
存立危機事態にも対応。
- 国家安全保障会議設置法改正
存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態に関する事項も審議対象に。
- 国際平和支援法
国連決議がなくても適用可能。戦争中の他国軍への協力支援。戦闘員の搜索・救援。船舶検査活動。
「現に戦闘が行われている現場」でなければ派遣可能。弾薬の提供、発進準備中の戦闘機への給油も可能。

10月1日

- 防衛装備庁発足
武器等の研究開発、購入、輸出、外国との共同開発を一元的に行う。

11月3日設置

- 日米同盟調整メカニズム
自衛隊と米軍が平時からあらゆる段階で一体となって行動するための調整枠組
- 日米共同計画策定メカニズム
自衛隊と米軍の共同行動計画を平時から策定